

## 1 地域公共交通計画の延長について

### (1) 改訂日

当 初：令和8年3月

事務局案：令和9年3月 ※1年間の延長

### (2) 計画延長の理由

- ・上郡町第6次総合計画が令和8年3月に策定される。地域公共交通計画の上位計画に位置づけられており、総合計画の目標指数や内容を加味した地域公共交通計画を改訂する必要があるため。
- ・アンケート調査が当初の予定から今年度にずれ込み、結果を基に路線、ダイヤ、バス停等の慎重な見直しが必要であるため。
- ・通勤、通学者をターゲットとした企業等へのヒアリング、アンケート調査等により、新たな需要や課題を整理するため。
- ・各自治会、各種団体等への説明やヒアリングや計画案の丁寧な説明が求められ、時間をかける必要があるため。

### (3) 計画延長に伴う関連事務

- ・これまでの実績などから、一定の評価と目標の再設定を行う必要がある。
- ・R8年度計画認定申請時において、幹線・フィーダーともに交通計画本体の計画期間が補助対象期間に満たない場合、計画認定申請に合理的理由を記載した書類を提出する。

### (4) 令和6年度アンケート調査結果及び地域公共交通の再編の方向性 別紙参照